

滋賀県指定難病審査会条例案要綱

1 制定の理由

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく滋賀県指定難病審査会について必要な事項を定めるため、新たに制定しようとするものです。

2 概要

- (1) この条例は、法の規定に基づく滋賀県指定難病審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとします。（第1条関係）
- (2) 審査会は、委員20人以内で組織することとします。（第2条関係）
- (3) 審査会の会議について、必要な事項を定めることとします。（第3条関係）
- (4) 審査会は、委員のうちから審査会が指名する3人をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で、法第7条第2項の規定による審査を取り扱うこととし、合議体について必要な事項を定めることとします。（第4条関係）
- (5) 審査会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理することとします。（第5条関係）
- (6) この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとします。（第6条関係）
- (7) この条例は、平成27年1月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県指定難病審査会条例案

上記の議案を提出する。

平成 26 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県指定難病審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づく滋賀県指定難病審査会(以下「審査会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(会議)

第 3 条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(合議体)

第 4 条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する 3 人をもって構成する合議体(以下「合議体」という。)で、法第 7 条第 2 項の規定による審査を取り扱う。

2 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては会長が長となり、その他のものにあつては審査会の指名する委員が長となる。

3 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 合議体の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

5 審査会において別段の定めをした場合を除き、合議体の議決をもって審査会の議決とする。

(庶務)

第 5 条 審査会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理する。

(雑則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。